

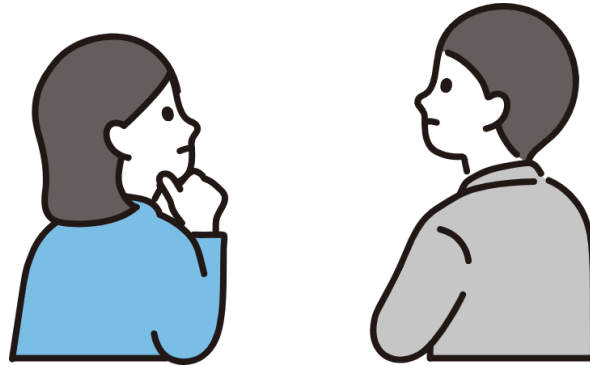
R6～

能登半島地震発生後、

- ・仮設住宅等の建設等により学校グラウンドが使用できなくなった
- ・避難等により地域コミュニティでの交流が減少した

→県内外の様々な支援団体（NPO等）が、被災した子どもの居場所づくりのために活動された
（例：遊び場の設置や自然体験活動、子ども食堂、学習支援、親子交流サロン等）

活動活性化に向け、
市町や他団体と
つながりたい



取組充実のため、
団体の活動情報が
ほしい

R7～ 「被災地の子ども居場所づくり支援ネットワーク会議」の開催

被災地の子ども居場所づくり支援について（経緯②）



市町、支援団体相互に連絡先や活動内容等の情報共有ができ、「顔の見える関係性」の構築が進みつつある

被災地での活動の縮小や撤退予定

資金面・人材面等の課題が多く、単独での活動継続が難しい



県内支援団体



県外支援団体



R8～ ネットワーク会議は継続しつつ、
県内団体が被災地での居場所づくりを継続できるよう、
他団体や市町と協働して実施する活動を支援（補助金制度創設）

⇒ ・県内団体の活動ノウハウ取得 ・市町・団体のネットワーク体制確立

県内団体が活動ノウハウを取得するとともに、市町・支援団体が連携・協働できるネットワーク体制の確立を目指し、以下の2つの取組を新たに実施

① 複数の県内・県外団体が協働して行う子どもの居場所づくり活動に対する補助

→ 補助金制度（上限50万円、詳細は後述）

② 活動ノウハウを持つ県外団体（認定NPO法人カタリバ）による相談対応

→ 採択された団体は、認定NPO法人カタリバによる相談対応を受けることができます。

- 定期相談・進捗確認（2ヶ月に1回程度、対面又はオンラインで面談）
- 随時相談（メール又はSNSによる相談）

補助事業者の要件

主に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

①県内に拠点を有し、②被災地で子どもの居場所づくり活動を行う法人・任意団体

県外団体であっても、県内に活動拠点（支部・事務所）があれば○

子どもの居場所づくり活動とは…

- 無料または低額での食事提供を含む子どもの居場所づくり活動（こども食堂など）
- 学習の支援を含む子どもの居場所づくり活動（フリースクールなど）
- 適切な遊びや体験活動の提供を含む子どもの居場所づくり活動（体験型ワークショップなど）
（その他上記に類する活動として、知事が適当と認める活動）

補助対象事業の要件

① 県内外の他のNPO法人等と連携し、子どもの居場所づくり活動を実施すること

(例) 当日スタッフの派遣、イベント・活動の共同開催、活動に必要な備品・機材の提供・レンタル、広報・周知協力 など

② 被災地に居住する子どもを主たる対象とすること

〔事業の対象に保護者等の大人を含めても差し支えないが、あくまで主たる対象は子どもであること〕

③ 年4回以上の継続した活動を実施すること

〔今後につながる継続的な活動を重視〕

④ 補助対象事業を実施する場所の市町と連携すること

(例) 活動計画段階からの事前相談、会場紹介・提供・使用料の減免、市町の広報ツール・チャンネルを使った周知協力 など

⑤ 「被災地の子どもの居場所づくり支援ネットワーク会議」で事業内容を共有すること

〔年2回予定〕

<補助対象外となる事業>

- ・ 営利を目的としたもの
- ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ・ 宗教活動、政治活動を目的としたもの
- ・ 他の公的機関からの委託事業
- ・ その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

石川県被災地の子ども居場所づくり活動促進事業補助金



補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日まで
〔6月末頃 採択決定〕

補助限度額

最大50万円

補助対象経費

※領収書等の証拠書類が提出できるものであること

補助対象事業の実施に**直接**必要な**賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費**のうち知事が認めるもの（他の補助金・助成金等の対象となっている経費は除く）

<補助対象外経費>

- 補助事業者の恒常的な運営に係る経費
- 補助事業者の恒常的職員に係る経費
- 団体の会議等で提供した食事等に係る経費（研修会や打合せ等での講師等の飲料等を除く）

石川県被災地の子ども居場所づくり活動促進事業補助金



補助対象経費の例

項目	経費の例
賃金	補助事業に直接従事するスタッフの給与（他団体から派遣されたスタッフを含む）
報償費	外部講師・指導者への謝金、外部専門家への相談料
旅費	スタッフの活動地への交通費、視察時の旅費
需用費	活動時の消耗品（文具、教材、衛生用品）、チラシ・プリント印刷代、食事提供時の食材費（例：こども食堂）
役務費	保険料、広報・PR費（掲載料等）、郵送料
委託料	専門的な業務の外部委託（例：学習支援プログラム開発）
使用料及び賃借料	活動会場の使用料、備品・機材のレンタル料、駐車場代
備品購入費	活動に必要な机・椅子、棚、調理設備

石川県被災地の子ども居場所づくり活動促進事業補助金



補助対象外経費の例

項目	経費の例
賃金	恒常的職員の給与、常勤スタッフの給与
報償費	団体内部での役員やスタッフへの謝金（補助事業に直接関係しない場合）
旅費	恒常的な業務に関連する出張費（補助事業と無関係な視察や会議参加の場合）
需用費	恒常的な事務所の光熱水費、団体の内部会議での弁当代、打合せ時の食事代
役務費	恒常的な保険料、広報費（補助事業と無関係な一般的な団体PR）
委託料	恒常的な業務を委託した場合の費用（補助事業とは無関係な業務の委託）
使用料及び賃借料	恒常的な事務所の家賃、駐車場代（補助事業と無関係なもの）
備品購入費	恒常的な運営に必要な備品（例：事務所用のデスクやPC）、補助事業に直接関係しない備品など

石川県被災地の子ども居場所づくり活動促進事業補助金



提出書類

- 様式第1号（交付申請書）
 - 様式1-1（実施計画書）
 - 様式1-2（収支予算）
 - 団体規約又は会則
 - 団体構成員名簿
- （設立趣旨、活動内容、意思決定方法などを記載）

提出方法

必要書類をメールまたは郵送で提出してください

＜提出・問合せ先＞ 石川県健康福祉部少子化対策監室 子ども政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

TEL：076-225-1422（平日9時～17時）

E-mail：e150300@pref.ishikawa.lg.jp

留意事項

- 県HPに掲載している「交付要綱」「公募要領」「記入例」「Q&A」をよくご確認ください。
- 申請にかかる費用は、申請事業者の負担とし、提出された書類等は返却しません。

提出期限

令和8年6月8日（月）17時（郵送の場合は必着）

採択審査

書類選考による審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定し、結果を申請者全員に通知します。（6月下旬）

その他

採択団体を対象としたキックオフミーティングを7月上旬に開催予定です。

石川県被災地の子ども居場所づくり活動促進事業補助金



Q & A (抜粋)

Q	A
「市町との連携」はどの程度を想定しているか。	会場確保や広報等での連携を想定。事業実施にあたり、市町の把握するニーズを調査できればなおよい。
「ネットワーク会議での共有」はどの程度を想定しているか。	ネットワーク会議に出席し、補助事業の取組状況を他の参加者に共有することを想定。出席が難しい場合には、資料の共有だけでも可能とする。
「県内外の他のNPO法人等と連携」とは、全て同じ団体との連携になるのか。	全て同じ団体との連携でなくてもよい。例えば全4回で2回ずつ異なる団体と連携することも可能。
参加対象を絞った活動は対象となるか。	事業を効果的に行うため、年齢により参加対象を絞ることは可能。特定の個人や団体のみが利益を受ける活動は対象とならない。広く広報すること。
実績報告時に領収書等の証拠書類は必要か。	必要。証拠書類がないものは補助対象とならない。